## 地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

令和6年3月 総 務 省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

## 2 主な改正の内容

(1) 不動産取得税に係る課税の特例に関する細目

鉄道事業者が鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その対象となる不動産の細目(※)等を定める。

- ※ 宿舎等の用に供する不動産以外の不動産
- (2) 固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、対象設備に追加される機械設備の細目(※)等を定める。

※ ナンバープレート解析A I カメラ等

## 3 施行期日

原則として令和6年4月1日